

記者発表資料 1枚

令和6年1月10日 福島県土木部建築住宅課 福島県避難地域復興局生活拠点課

令和6年能登半島地震により住宅が被災した方へ県営住宅等を提供します。

- 1 **提供対象者** 令和6年能登半島地震により住宅が被災(半壊・半焼以上)し、余震等による 倒壊等のおそれから、継続的な居住が困難となった方。
 - ※住宅の被災状況は、罹災証明書又は写真等で確認します。
 - ※収入要件、同居親族要件は問いません。
- 2 提供方法 福島県庁建築住宅課において、随時相談を受け付け、地域や間取りなどの住戸 ニーズを聞き取り、県の出先機関である建設事務所において、提供可能な県営 住宅又は復興公営住宅の具体的住戸の紹介及び入居手続きを行います。 なお、広域避難であり、入居希望の地域・間取りや必要数が不明であることか ら、提供住戸や戸数を定めず、本庁をワンストップの相談窓口とし、相談があ
 - った都度、出先と連携して、丁寧に対応することとします。
- 3 申込方法等 受付期間 令和6年1月12日(金)から令和6年3月26日(火)まで 受付窓口 福島県庁建築住宅課において随時相談受付
 - お問合せ番号 024-521-7519

ご希望の避難先を確認した上で、提供可能な住戸をご紹介します。 申込方法などの詳細については以下のホームページをご覧ください。 罹災証明書が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。

【ホームページURL】

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/notohantou-ichijiteikyo.html

- 4 **提 供 期 間** 6 ヶ月(被災した住宅の修繕、復旧状況により延長可。 ただし、最長でも令和 6 年 1 2 月 3 1 日までとする。)
- 5 使 用 料 無償 (光熱水費、共益費、風呂釜・浴槽リース料は自己負担)
- 6 そ の 他 一時的な提供を受けている方のうち、県営住宅の入居要件(収入要件、同居親 族要件等)を満たす方で、その後も継続して入居を希望する方は、提供された 住宅に正式(本)入居することができます。

【問い合わせ先】

福島県土木部建築住宅課 TEL024-521-7986 内線 3696 主幹 大和田 茂憲(オオワダシグノリ) FAX024-521-7955 福島県避難地域復興局生活拠点課 TEL024-521-8629 内線 3981 主幹兼副課長 橋本 耕一 (ハシモト コウイチ) FAX024-521-2834